

労働災害の未然防止の呼びかけ

- 今年度、国有林野事業における重大災害は、立木販売において1件(5月)と、事業主が被災し労働災害に該当しないが造林事業において1件(9月)の発生状況となっています。
- 当局管内では重大災害の発生はありませんが、休業4日以上労働災害は、昨年同期(17件)を下回る15件の発生となっていますが、依然としてかかり木に起因する災害など伐木造材作業における基本的な安全対策の遵守が、現場従事者にまで周知・徹底されていない状況が見受けられます。
- また、北海道内の私有林を含めた林業死亡労働災害は、平成28年に5件の死亡労働災害が発生し、平成28年2回目の「**林業死亡労働災害多発警報**」が平成29年1月1日～4月30日まで発令されており、極めて憂慮すべき事態となっています。

● 重大災害発生状況(全国国有林)

平成29年2月28日現在

区分	請負事業						立木販売	合計
	生産	造林	林道	治山	その他	計		
26年度	1	2(2)	2		1	6	4	10
27年度		3(3)		1		4	2	6
28年度							1	1

● 労働災害発生状況(北海道国有林)

平成29年2月28日現在

区分	請負事業						立木販売	合計
	生産	造林	林道	治山	その他	計		
26年度		8(7)	2	1	1	12	6	18
27年度		13(12)	1	1		15	3	18
28年度		12(10)				12	3	15

()は伐採系森林整備で内数

「かかり木処理」に係る災害が際立って多いことから、かかり木の処理作業における労働災害防止のための**ガイドライン遵守の徹底**をお願いします。

- かかっている木の伐倒
- 他の立木の投げ倒し(浴びせ倒し)
- かかっている木の元玉切り
- かかっている木の肩担ぎ
- かかり木の枝切り

ガイドラインで禁止されている事項

- かかり木が落下する危険区域への立入禁止～ガイドラインで事業者の講ずるべき措置